

特 記 仕 様 書

委託業務名： 竹富島コンドイ園地調査基本設計業務
業務場所： 沖縄県八重山郡竹富町字竹富地内
履行期間： 契約締結～令和8年3月23日
業務概要： 調査業務 一式
設計業務 一式
業務数量： 別添「業務数量内訳書」参照

第1章 総則

第1条 目的

本業務は、「竹富島コンドイ園地整備基本計画」に基づき、竹富島コンドイ園地を整備することに必要な設計図書等の作成及び調査を目的とし、受注者は本業務を確実に実施しなければならない。

第2条 適応範囲

本業務は、本特記仕様書と沖縄県土木建築部制定の「土木設計等共通仕様書(最新版)」、「地質・土質調査業務共通仕様書(最新版)」に準じて行うものとする。受注者は、各共通仕様書を十分に理解した上で、業務に着手する。

第3条 管理技術者

- 1 受注者は、設計業務等における管理技術者を定め、発注者に通知するものとする。
- 2 管理技術者は、契約図書等に基づき、業務の技術上の管理を行うものとする。
- 3 管理技術者は、業務等の履行にあたり、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は建設部門）又はシビルコンサルティングマネージャー（以下「RCCM」という。）等の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者であること。

第4条 照査技術者及び照査の実施

- 1 受注者は、業務等における照査技術者を定め、発注者に通知するものとする。
- 2 照査技術者は、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は建設部門）又はシビルコンサルティングマネージャー（以下「RCCM」という。）等の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者でなければならない。
- 3 照査技術者は、照査計画を作成し、業務計画書に帰しし、照査に関する事項を定めなければならない。
- 4 照査技術者は、設計図書に定める又は調査職員の指示する業務の節目毎にその成果の確認を行うとともに、照査技術者自身による照査を行わなければならない。
- 5 照査技術者は、業務完了に伴って照査結果を照査報告書としてとりまとめ、管理技術者に差し出すものとする。

第5条 提出書類

受注者は、委託契約締結後14日以内（土・日・祝祭日を含む）に着手届、管理技術者・照査技術者届及び業務計画表を提出すること。

第6条 打合せ

「土木設計等共通仕様書」第1111条における打合せの時期及び回数については、主として下記の段階で行うものとし、当初及び最終の打合せには管理技術者が同席するものとする。

また、本業務遂行のために委託数量に変更のある場合（概算含む）は、その理由を整理し、速やかに調査職員に報告するものとする。

初回：業務着手段階

最終：報告書作成段階

第7条 貸与資料

「土木設計等共通仕様書」第1113条における主な貸与資料は、下記の通りとする。また、他に業務遂行のために必要な資料があれば、その理由を説明の上、調査職員に貸与を求めることができる。

なお、調査職員から貸与資料の返却を求められた場合は、速やかに返却すること。

・令和6年度竹富島コンドイ園地整備基本計画

第8条 成果物

「土木設計等共通仕様書」第1117条については、下記の通りとする。

1 成果物の提出は、電子データによるほか、下記の通りとする。

区 分	成 果 物	規 格	提出部数	備 考
設計	調査設計報告書等	A4版	1部	—
〃	図面	A3版	1部	—

2 成果品の報告書等は、製本上、極力、分冊を避け、やむなく分冊を行う場合は内容の区分を配慮して行うものとする。また、報告書は、長期の使用に耐える通常の装丁を行う（詳細は調査職員と協議の上決定する）。なお、電子データは、CD-R等で1部提出すること。

3 受注者は、報告書作成前に必ず、全体の構成、目次等について、発注者と協議するものとし、全体目次、各項目毎の目次、ページについては添付・記載するものとする。

第9条 履行報告

「土木設計等共通仕様書」第 1134 条に定める履行報告は、毎月 10 日とし、前月までの進捗状況及び当月の業務予定を報告すること。

第 10 条 業務委託料を変更する場合の落札率の適用について

委託業務の内容または数量等に変更が生じ業務委託料の変更が生じた場合、協議の対象となる変更業務料は、本業務料の変更設計額に落札率（当初契約額÷当初設計額）を乗じたものとする。

$$\begin{aligned}\text{変更業務委託料} &= \text{変更設計額} \times \text{落札率} \\ \text{落札率} &= \text{当初契約額} \div \text{当初設計額}\end{aligned}$$

第 11 条 本業務と関連する業務を本業務の受注者と随意契約する場合の予定価格の取扱いについて

本業務と関連する業務を本業務の受注者と随意契約する場合、関連する業務の予定価格は、関連する業務の設計額に本業務の落札率（当初契約額÷当初設計額）を乗じたものとする。

$$\begin{aligned}\text{予定価格（関連する業務）} &= \text{設計額（関連する業務）} \times \text{落札率（本業務）} \\ \text{落札率（本業務）} &= \text{当初契約額（本業務）} \div \text{当初設計額（本業務）}\end{aligned}$$

第 12 条 管理技術者の直接的雇用関係について

- 1 管理技術者は、本業務の受注者と直接的な雇用関係があること。なお、「直接的な雇用関係」とは、本業務契約締結時において、雇用関係があることをいう。
- 2 「直接的な雇用関係」を証明する資料（健康保険被保険者証または雇用保険被保険者証券の写し等、公的なもの）を、着手届と共に提出するものとする。

第 13 条 配置技術者の確認について

- 1 受注者は、業務計画書に配置技術者の立場・役割を明確に記載するものとする。なお、配置技術者を変更する際も同様とし、変更業務計画書において、記載する。
- 2 業務実績情報システム（テクリス）に登録できる技術者については、以下のとおりとする。
 - （1）調査職員と業務に関する報告・連絡・調整等を行い、当該業務に携わっていることが明確な技術者
 - （2）（1）のほか、現地作業が主となる技術者においては、現地作業を実施していることを写真等で確認できる者
- 3 業務実績情報システム（テクリス）に登録する技術者は、業務完了までに、受発注者双方の確認の上、確定するものとする。
- 4 発注者は、業務計画書に記載された配置技術者のいずれかが当該業務に従事していないことが明らかとなった場合、指名停止等の措置を講ずることがある。また、配置技

術者以外が業務実情情報システム（テクリス）へ登録された場合についても、同様とする。

第14条 保険加入

受注者は、土木設計等共通仕様書第1139条に示されている保険に加入している旨（以下の例を参照）を業務計画書に明示すること。ただし、調査職員からの請求があった場合は、保険加を証明する書類を提示しなければならない。

（例）土木設計等共通仕様書第1139条保険加入の義務に基づき、雇用者等を被保険者とする保険に加入しています。

第15条 旅費交通費（遠隔地からの技術者確保に関する積算方法）

本業務は、地域外からの技術者確保に要する費用について、技術者の実態を反映して契約変更のための積算方法等を適用する業務である。なお、以下の地域外から技術者を確保するために要する費用を変更対象とする。

また、本業務の遠隔地とは竹富島以外の八重山郡域に限る。したがって沖縄本島等からの技術者確保に関しては、石垣市からの技術者確保とみなす。

第15条 業務遂行上の遵守基準

受注者は、本業務に係る一切の機密を厳守し、その成果を他に漏らしたり転用したりしてはならない。

また、みだりに地元住民の感情を刺激することのないよう言動に十分に注意しなければならない。

第16条 その他

本特記仕様書に定めなき事項または本業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、調査職員と協議し決定することとする。

第2章 地質・土質調査業務

第1条 目的

地質・土質調査業務は、本業務の設計業務に必要な調査を行うものである。

第2条 作業条件

調査箇所、数量、手法等については、発注者と十分に協議の上、着手することとする。なお、現地状況により箇所数や調査方法を変更する場合がある。

（1）ボーリング調査

ボーリング調査はコンドイ園地内にて2孔を予定している。現場状況を踏まえ、必要な対策については着手前に調査職員と協議して決定すること。

第3章 設計業務

第1条 業務内容

計画にあたり事前準備として、業務全体の作業工程、作業フロー、作業体制などの作業実施計画を立案し、作業実施計画書としてとりまとめること。

第2条 園地基本設計

〔基本設計業務 約 0.2237ha（基準面積 0.25ha）〕

（1） 現況把握及び敷地分析

現場調査を行い、現場状況を詳細に確認すること。また、関連資料を確認し、敷地分析を行うこと。

（2） 与条件の細部検討

- ①与条件や基本計画の把握と整理
- ②各種設計条件の整理と確認
- ③各種設計基準の抽出と適用の確認
- ④現地詳細調査（設計対象地とその周囲）

（3） 諸施設の検討及び設定

- ①基本計画内容の整合性確認
- ②敷地・施設容量からみた利用者数の検討と設定
- ③空間構成・景観・意匠等に関する基本方針の検討と設定
- ④供給処理設備基本方針の検討と設定
- ⑤整備水準・目標工事費の検討と設定
- ⑥維持管理基本方針の検討と設定

（4） 基本設計図の作成

- ①実測平面図に基づいた基本設計平面図の作成
- ②施設計画平面図の作成
- ③供給処理設備計画平面図の作成
- ④主要標準断面図の作成
- ⑤主要施設の構造イメージ図の作成

（5） 概算工事費の算出

社会標準単価に基づいた概算工事費の算出

（6） 基本設計説明書の作成

上記検討資料を取りまとめた報告書の作成

（7） 照査

①基礎情報や敷地情報の把握と設計計画の適正照査

②設計方法や設計手法の妥当性の照査

③成果品の内容の適正照査

(8) 打合せ

業務の主要な区切りにおいて監督員と行う打合せ・協議

(9) 住民説明会開催補助

説明会用資料・議事録等の作成、説明会 1 回程度

第3条 設計の条件

本業務は、竹富島コンドイ園地の魅力的な自然資源をこれまで以上に活用できる利用環境の整備に向け、竹富島の景観に配慮した施設配置を検討し、施設のあり方（休憩・便益・サイン・駐輪・駐車機能）を明確にした設計を行うこと。

第4条 関係機関との調整

業務の実施にあたり、関係者との調整が生じた場合、発注者と協議のうえ対応すること。